

改正

令和4年7月5日告示第393号

令和7年3月31日告示第138号

令和8年3月30日告示第148号

奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者等（認知症高齢者（認知症により日常生活を営むことに支障がある高齢者その他の者をいう。第6条第6項において同じ。）、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）の福祉の向上を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求（以下「審判の請求」という。）並びに成年後見人等に対する報酬の助成を行う奈良市成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、民法（明治29年法律第89号）で使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審判の請求に関すること。
- (2) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条及び同法別表第1第13項、第31項又は第50項の規定に基づき家庭裁判所が審判において決定した報酬の付与に係る助成に関すること。

(審判の請求)

第4条 審判の請求の対象となる者（以下「審判請求対象者」という。）は、認知症高齢者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者。

ただし、本市内の別表に掲げる施設への入所等に伴い、本市に転入した者のうち次に掲げるものを除く。

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定による本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

(イ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定による本市以外の市町村が行う国民健康保険の被保険者

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項又は第4項の規定による本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行った者

(エ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定による保護の実施機関が本市以外の市町村長となっている者

イ 本市の住民基本台帳に記録されていない者のうち、介護保険法第13条第1項若しくは第2項の規定に基づき本市が行う介護保険の被保険者とされた者、障害者総合支援法第19条第3項若しくは第4項の規定に基づき本市の介護給付費等の支給決定を受けた者又は生活保護法第19条第3項の規定に基づき本市が保護を行うべき者

ウ その他審判請求対象者の福祉を図るために市長が特に必要と認める者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 2親等以内の親族又は配偶者（以下「2親等以内の親族等」という。）がいない者

イ 2親等以内の親族等があっても、これらの者が民法第7条の後見開始の審判、同法第11条の保佐開始の審判及び同法第15条の補助開始の審判（以下「後見開始等の審判」という。）の申立てを拒否している者

ウ 2親等以内の親族等があっても、これらの者による虐待、財産の侵害等の事実がある者

エ 2親等以内の親族等が戸籍上確認できるが、これらの者と音信不通の状態にある者

オ アからエまでに掲げるもののほか、後見開始等の審判の申立てに急を要すると市長が判断する者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めた場合にあっては、市長は、当該本市以外の市町村長と協議の上、審判請求対象者とするか否かを決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、審判請求対象者に3親等又は4親等の親族がいる場合であって、当該親族において後見開始等の審判の申立てをすることが明らかであるときは、審判請求対象者とししないものとする。

4 審判の請求に係る手続は、家庭裁判所の定めるところにより行うものとする。

（審判の請求に係る調査）

第5条 市長は、審判の請求を行うに当たり、審判請求対象者について次に掲げる事項の調査を行い、総合的に考察するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由により調査を実施することが困難であり、かつ、明らかに審判請求対象者の福祉を図るために審判の請求を行う必要があると判断した場合は、この限りではない。

- (1) 事理を弁識する能力の程度
- (2) 健康状態及び生活状況
- (3) 2親等以内の親族等の存否
- (4) 2親等以内の親族等による本人の保護の可能性及び2親等以内の親族等による後見開始等審判の申立てを行う意思の有無
- (5) 地方公共団体等が行う各種施策及び福祉サービスの活用による審判請求対象者に対する支援策の効果の状況
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(成年後見審判請求審査会)

第6条 市長は、次に掲げる事項を協議するため、成年後見審判請求審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 前条の調査結果等を踏まえた審判の請求の適否及び類型
 - (2) 審判の請求に係る費用の求償の有無、審判の保全処分の有無等
- 2 市長は、審査会において協議した結果に基づき、審判の請求を行うことが適当であると認めた場合は、審判の請求の手続を行うものとする。
- 3 審査会の委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 福祉部長
 - (2) 福祉部次長又はこれに相当する者
 - (3) 障がい福祉課長
 - (4) 長寿福祉課長
- 4 審査会の会長は、福祉部長をもって充てる。
- 5 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を審査会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 審査会の庶務は、審判請求対象者が認知症高齢者の場合にあっては長寿福祉課、知的障害者又は精神障害者の場合にあっては障がい福祉課が所管するものとする。
- 7 審判請求に係る事務及び手続費用の支出等については、審判請求対象者を所管する課において

行うものとする。

(申立費用の負担)

第7条 市長は、審判の請求について、家事事件手続法第28条第1項の規定により、次に掲げる審判請求に係る費用（次条において「申立費用」という。）を負担するものとする。

- (1) 郵便切手の購入費用
- (2) 収入印紙の購入費用
- (3) 診断書の作成費用
- (4) 鑑定費用
- (5) その他添付書類の交付及び証明発行に係る費用

(申立費用の求償)

第8条 市長は、前条の規定に基づき負担した申立費用について、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「成年被後見人等」という。）への求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による手続費用の負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 市長は、家庭裁判所が申立費用の全部又は一部を成年被後見人等に負担させる審判をしたときは、成年被後見人、保佐人及び補助人（以下「成年被後見人等」という。）を通じ、成年被後見人等に当該申立費用の全部又は一部を求償するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申立て又は前項の求償を行わないことができる。ただし、預貯金等の状況に照らし、審査会において協議した内容に基づき求償することが適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、預貯金、収入等の状況から申立費用を負担することが困難であると市長が認めた者

(助成の対象者)

第9条 市長は、審判の請求を行った成年被後見人等で次の各号のいずれにも該当する者に対して、予算の範囲内において、第3条第2号に規定する報酬付与に係る報酬に対する助成（以下「報酬助成」という。）を行うことができる。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定による本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行った者、生活保護法第19条第3項の規定による保護の実施機関が本市以外の市町村長となっている者及び他の市町村において報酬助成を受けた者を除く。

イ 本市の住民基本台帳に記録されていない者のうち、介護保険法第13条第1項若しくは第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた者、障害者総合支援法第19条第3項若しくは第4項の規定により本市の介護給付費等の支給決定を受けた者又は生活保護法第19条第3項の規定により本市が保護を行うべき者で、他の市町村において報酬助成を受けていないもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

イ 中国残留邦人等支援給付を受けている者

ウ 市民税非課税世帯のうち預貯金等の状況から報酬を負担することが困難であると市長が認める者

(3) 成年被後見人等及び成年被後見人と同一世帯に属する者が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない者

2 市長は、第4条第2項の規定により審判請求対象者と決定したときは、審判の請求を行った成年被後見人等に対して、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、報酬助成を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、審判の請求以外の本人又は親族等の申立てによる後見開始等の審判（4親等以内の親族又は配偶者が成年被後見人等の場合を除く。）により付された成年被後見人等（平成31年4月1日以後に初めて成年被後見人等を付された成年被後見人等に限る。）で、次に掲げる要件に該当するものに対して、予算の範囲内において、報酬助成を行うことができる。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 65歳以上の認知症高齢者等

イ 40歳以上65歳未満の認知症により判断能力が不十分となった者

(2) 第1項各号のいずれにも該当する者

(3) 第1号に該当しない者であって、成年被後見人等又は後見監督人等（後見監督人、保佐監督人又は補助監督人をいう。以下同じ。）に対する報酬の付与申立事件の審判（以下「家庭裁判

所による審判」という。)が確定したもの

(報酬助成の申請)

第10条 成年被後見人等又は成年後見人等（以下「申請者」という。）は、報酬助成を受けようとするときは、家庭裁判所による審判が確定した日の翌日から起算して90日以内に、成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、報酬助成の申請に係る代理権が成年後見人等に付与されている場合は、成年被後見人等が申請することはできない。

2 成年被後見人等が死亡した場合において、当該成年被後見人等がその死亡前に前項の規定による申請をしていなかったときは、当該成年被後見人等の成年後見人等又は後見監督人等のうちいずれか1名が、同項に定めるところにより、報酬助成の申請をすることができる。

(資産状況等の報告)

第11条 市長は、第13条の規定による報酬助成の可否を決定するに当たり、申請者に対し、成年被後見人等の資産状況等について報告を求めることができる。

(報酬助成の額の基準及び上限)

第12条 報酬助成の額は、次に掲げる金額に家庭裁判所による審判において決定された報酬付与の対象期間の月数を乗じて得た額とし、一の申請につき家庭裁判所による審判において決定された報酬の付与額の総額を限度とする。ただし、報酬付与の対象期間の月数が24箇月を超えるときは、当該期間の最終月から遡って24箇月を対象期間の月数の上限とする。

(1) 成年被後見人等の生活の場が居宅の場合 月額28,000円

(2) 成年被後見人等が施設に入所等している場合 月額18,000円

2 前項の場合において、同項各号に掲げる区分が混在する月があるときは、当該月の2分の1以上を占めた生活の場の区分を適用するものとし、同数のときは同項第1号の基準を適用するものとする。

3 成年後見人等及び後見監督人等のいずれにも家庭裁判所による審判において報酬付与の決定がされている場合であっても、報酬助成の月額は、第1項各号に規定する金額を限度とする。

(報酬助成の決定等)

第13条 市長は、第10条の規定により報酬助成の申請があったときは、その資産状況等を審査し、成年後見制度利用支援事業報酬助成決定（不決定）通知書（別記第2号様式）により、決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(報酬助成金の交付)

第14条 報酬助成に係る助成金（以下「報酬助成金」という。）の交付は、成年被後見人等の口座への振込みにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項の規定による申請に係る報酬助成金の交付は、当該申請を行った成年被後見人等又は後見監督人等の口座への振込みにより行うものとする。

（報告義務）

第15条 第13条の規定による報酬助成の決定（以下「助成決定」という。）を受けた者（以下「受給者」という。）又はその成年被後見人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、資産状況等変更報告書（別記第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（1）成年被後見人等又は成年被後見人等が死亡したとき。

（2）第9条各項に規定する事項に変更が生じたとき。

（報酬助成の決定等の取消）

第16条 市長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部若しくは一部を取り消し、又は助成決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（1）受給者の資産状況等の変化により、第9条各項に規定する要件を満たさなくなったとき。

（2）偽りその他不正の手段により報酬助成を受けたとき。

（3）助成決定の内容以外の目的で報酬助成金を使用したとき。

（4）その他報酬助成の対象とならないような特別な事情が生じたとき。

（報酬助成金の返還）

第17条 市長は、報酬助成金の支給後に前条の規定により助成決定の取消し等を行ったときは、受給者に対し、既に支給した報酬助成金のうち全部又は一部の返還を請求することができる。この場合において、同条第2号又は第3号の事由による助成決定の取消しがあったときは、それ以後の報酬助成金の支給を受ける権利を失うものとする。

（譲渡及び担保の禁止）

第18条 報酬助成の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年1月1日から施行し、家庭裁判所による審判が確定した日が同年4月1日からこの告示の施行の日前までの成年被後見人等（第9条第2項の規定による報酬助成に限

る。)については、同年4月1日から適用する。

- 2 前項の適用を受ける場合においては、第10条第1項中「成年後見人等又は後見監督人等（後見監督人、保佐監督人又は補助監督人をいう。以下同じ。）に対する報酬の付与申立事件の審判（以下「家庭裁判所による審判」という。）が確定した日の翌日から起算して90日以内」とあるのは、「この告示の施行の日の翌日から起算して90日以内」とする。

附 則（令和4年7月5日告示第393号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年7月5日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第4条第2項及び第8条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた審判の請求について適用し、施行日前に行われた審判の請求については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第9条の規定は、施行日以後に行われた報酬助成の申請について適用し、施行日前に行われた報酬助成の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日告示第138号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年3月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの告示による改正前の奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条第2項の規定による審判請求対象者の決定を受けた者に係る市長が行った審判の請求は、施行日以後に行った審判の請求とみなす。

附 則（令和8年3月30日告示第148号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第3項第3号の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に確定した成年後見人等又は後見監督人等に対する報酬の付与申立事件の審判（以下「家庭裁判所による審判」という。）に係る報酬助成の申請について適用し、施行日前に確定した家庭裁判所による審判に係る報酬助成の請求に

については、なお従前の例による。

別表（第4条、第9条関係）

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 1 | 老人福祉法に基づく施設 |
| （1） | 老人福祉施設 |
| （2） | 有料老人ホーム |
| 2 | 介護保険法に基づく施設 |
| （1） | 介護保険施設 |
| （2） | 特定施設 |
| （3） | 認知症対応型共同生活介護が提供される施設 |
| （4） | 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設 |
| 3 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく施設 |
| （1） | サービス付き高齢者向け住宅 |
| 4 | 障害者総合支援法に基づく施設 |
| （1） | 障害者支援施設 |
| （2） | のぞみの園 |
| （3） | 共同生活援助が提供される施設 |
| （4） | 福祉ホーム |
| 5 | 生活保護法に基づく施設 |
| （1） | 保護施設 |
| 6 | その他市長が認める施設 |

成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書

次のとおり、奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、報酬助成決定（不決定）の審査に当たり、本人及び世帯員の収入の状況等を関係機関に対し、調査、閲覧及び利用されることに同意します。

申請日	年 月 日			
本人 (成年被後見人等)	ふりがな氏名		後見等の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助
	生年月日	年 月 日	電話番号	()
	住 所	〒 -		
	施設入所等の場合の住所・施設名	〒 -		
代理人 (成年後見人等)	ふりがな氏名		電話番号	()
	住 所	〒 -		
	職業・本人との関係	専門職 (弁護士 ・ 司法書士 ・ 社会福祉士 ・ 行政書士) その他 () ☐ 成年被後見人等と4親等内の親族又は配偶者ではない		
申請資格 (該当するものに☑)		☐ 生活保護受給者 (受給開始日: 年 月 日～) ☐ 中国残留邦人等支援給付の受給者 ☐ 市民税非課税世帯かつ預貯金等の状況から報酬を負担することが困難である者 ☐ 他の市町村で報酬助成を受けていない者		
申請額		円	これ以前の本制度利用申請の有無 ☐ 有 (年 月 日付決定 ・ 不決定) ☐ 無	
報酬付と対象期間		☐ 就任日 年 月 日 から 年 月 日 まで ☐ 年 月 日 ☐ 終了の日		

(注) 1 成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人及び被補助人のことをいう。
2 成年後見人等とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことをいう。
3 要綱第10条第2項に規定する成年被後見人等が死亡した場合は、「成年後見人等」とあるのは「成年後見人等又は後見監督人等」と、「代理人」とあるのは「申請者」と、「職業・申請者との関係」とあるのは「職業・成年被後見人等との関係」と読み替えるものとする。

10/12

第2号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

成年後見制度利用支援事業報酬助成決定（不決定）通知書

様

奈良市長



年 月 日付けで申請がありました報酬助成について、次のとおり決定（不決定）しましたので通知します。

成年被後見人等 氏 名		成年被後見人等 生年月日	年 月 日
成年被後見人等 住 所			
決定内容	決定 ・ 不決定		
報酬助成決定額 (対象期間)	円 (年 月 日 ～ 年 月 日分)		
不決定理由			
備 考			

- (注) 1 成年被後見人等（成年被後見人、被保佐人及び被補助人）の資産状況等に変化があったときは「資産状況等変更報告書（第3号様式）」により、速やかに市長に届けること。
- 2 偽りその他不正の手段により報酬助成を受けた、又は決定の内容以外の目的で報酬助成金を使用した場合は、報酬助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。この事由での返還となった場合は、それ以後の本事業の報酬助成の支給を受ける権利を失います。

資産状況等変更報告書

（宛先）奈良市長

代理人（成年後見人等）住所

氏名

本人（成年被後見人等）住所

（要綱第 1 0 条第 2 項の規

定による申請に係る助成決 氏名

定にあつては、受給者）

この度、本人（成年被後見人等）の資産状況等に変更が生じたので、奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 1 5 条の規定により、次のとおり報告します。

成年後見人等氏名	
成年後見人等住所	
変更のあった内容	事由発生年月日 年 月 日